

## 公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和7年6月2日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

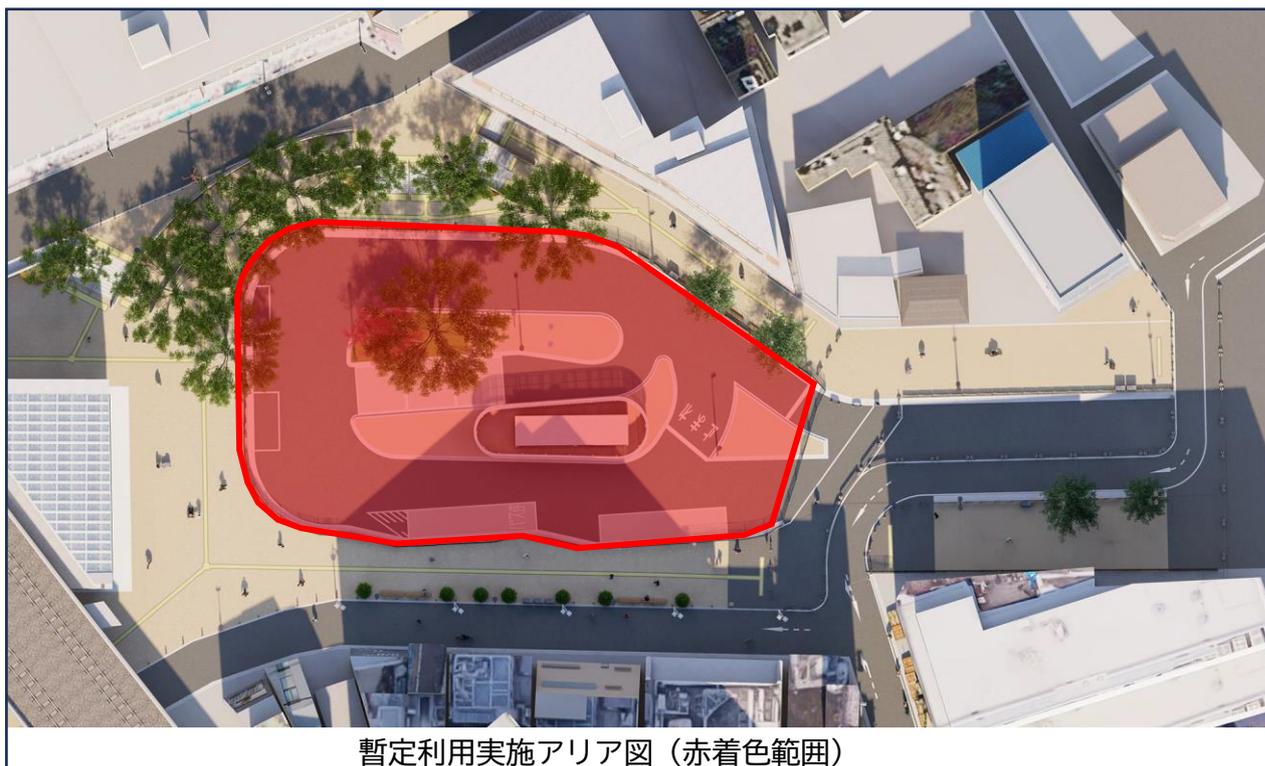
下北沢駅駅前広場における暫定利用ルール検討等支援業務委託

#### (2) 目的

下北沢駅駅前広場については、令和8年3月末の完成を予定しているが、補助第54号線のI期区間の事業に時間を要していることから、補助第54号線を街路整備し、駅前広場までの車両導入路として使用できるまでの期間において、駅前広場を暫定的に賑わいある様々なイベントなどの利用に活用することとし、暫定利用にあたっての、日常や非日常の利用における管理と運用の在り方について、地域と共にルールを検討することを目的とする。

#### (3) 対象範囲

下北沢駅駅前広場の車道のみ（ロータリー部分）



#### (4) 業務内容・工程

業務内容については、プロポーザル後、世田谷区と選定された第一候補者との協議により、企画提案を踏まえ、仕様書を作成し、決定する。次に示す委託概要は、現在、区が予定している業務内容であり、住民等の合意形成を図りながら業務を円滑に進めていくための業務手法について、プロポーザルの提案を含めて調整し決定する。

##### 〈委託概要〉

##### ①地域（商店街等）へのヒアリング

- ②道路の利用にあたって基本的な考え方を深める
- ③地域特性（まちの魅力や課題）を踏まえたイベントなどの利活用の分析・整理
- ④実施にあたって、体制とルールの在り方の検討

#### (5) 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

※契約期間中に事故又は履行不良がみられる場合は、契約を変更又は解除することがある。

## 2 参加資格

参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「都市計画・交通関係調査業務」を有すること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (7) 過去10年（平成27年4月1日から令和7年3月31日まで）の間に業務が完了した、下記いずれかの業務について、参加者の受託実績を有すること。

#### 【業務】

- ・ 市民参加を伴う道路空間の利活用の検討・実証実験実施
  - ・ 道路占用許可特例を活用した都市再生整備計画の作成
  - ・ 道路占用の無余地性を適用除外する制度の活用事例検討
- (8) 「下北沢駅前広場における暫定利用ルール検討等支援業務委託プロポーザル業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

## 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件担当課が参加表明書の記載内容より、参加表明書を提出した法人の参加資格の有無の確認のみ行う。

## 4 提案書を特定するための評価基準

企画提案書の評価項目は以下のとおりとする。なお、参考見積書は、見積金額と提案内容が妥当であるか確認するためのものとする。

### (1) 第一次審査（書類審査）

参加意思表明書及び企画提案書等の提出書類について、次に掲げる審査項目（配点）により書類審査を行い、評価合計点が上位の3社程度を第二次審査対象者として選定する。

- ①企業実績 ( 10点)

②予定技術者実績	( 10点)
③特定テーマに対する提案	( 80点)
④業務実施体制	( 10点)
⑤資料作成能力	( 20点)
⑥工程計画	( 10点)
第一次審査配点	140点

## (2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第二次審査対象者には、企画提案書の内容について、配置予定の管理技術者及び担当技術者によるプレゼンテーション（15分程度）及びヒアリング（15分程度）を実施し、次に掲げる審査項目により審査する。評価に当たっては管理技術者と担当技術者を総合的に判断する。

①専門性と技術力	( 20点)
②取り組み姿勢	( 20点)
③コミュニケーション力	( 20点)
④住民との合意形成、企画力	( 40点)
第二次審査配点	100点

## 5 手続等

### (1) 事務局（各種書類提出先）

世田谷区北沢総合支所街づくり課拠点整備（担当：高橋、竹内、井澤）  
 〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18（北沢タウンホール11階）  
 電話：03-5478-8012 FAX：03-5478-8019  
 窓口受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝祭日を除く）

### (2) 実施要領兼説明書の配布期間、配布方法

#### ①配布期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月16日（月）午後5時まで

#### ②配布場所等

・上記（1）にて窓口配布

・世田谷区ホームページよりダウンロード

[世田谷区トップページ](#) → [目次から探す](#) → [住まい・街づくり・環境](#) →  
[道路・土地・環境](#) → [みちづくり（道路計画）](#) → [事業中の道路](#) に掲載

### (3) 質問の受付及び回答

- |       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| ①受付期間 | 令和7年6月18日（水）から令和7年6月25日（水）午後5時まで |
| ②提出方法 | 電子メール                            |
| ③回答日  | 令和7年6月30日（月）まで                   |
| ④回答方法 | 電子メール                            |

### (4) 企画提案書等の提出

- |       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| ①提出期間 | 令和7年6月18日（水）から令和7年7月15日（火）午後5時まで |
| ②提出方法 | 電子メール                            |

## 6 失格条項

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格となる。

- (1) 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合
- (2) 提案書記載の価格が「提案限度額」の価格を超過した場合
- (3) 選定委員会の委員に本件に関する問合せを行う等の不当な働きかけをした場合
- (4) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) 招請通知後に「2 参加資格」に該当しないこととなった場合
- (6) その他、本実施要領兼説明書に違反すると認められた場合

## 7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 契約等について
  - ・審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として、委託内容の詳細について協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。
  - ・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
  - ・委託契約の際は、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準等の提出が必要となる。
- (6) 参加意思表明書、企画提案書等の作成等、本プロポーザルに要する全ての費用は提出者負担とする。
- (7) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (8) 指定した様式、方法によらずに提出された書類は受け付けない。
- (9) 参加意思表明書及び企画提案書等の提出後において、企画提案書等に記載された予定技術者の変更は認めない。ただし、予定技術者の死亡、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験と実績を有する技術者であることを前提に、発注者の了承を得なければならない。
- (10) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、選定に関する情報の公表等、区が必要と認める場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (11) 区は、本業務に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (12) 区は、提案書を事業者選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。ただし、世田谷区情報公開条例に基づく開示請求により公開する場合がある。
- (13) 手続き等における電子メールでの送受信の際は電話にて送受信の確認を行うこと。